「若者を応援する若手議員の会」(若若議連)緊急提言

~ 1兆円の若者支援 ~

平成 21 年 3 月 26 日

1.「雇用創出支援制度」(仮称)を創設(7500億円)

若者の能力の底上げを図り、将来の経済・社会の担い手として育成するため、 失業手当を受けられない者を対象に、職業訓練の機会を抜本拡充し、その間の生 活費を支給して支援すべきである。

また、訓練実施の受け皿となる機関として、十分かつ多様なものが確保できるよう、コース設定、講師育成の費用等、人材育成機関への支援を行うべきである。 特に、転職に必要な資格取得のための講座に通う費用や、新たな講座の開設・ 充実に対し支援を行う。

2 . トライアル雇用制度の拡充(300 億円)

トライアル雇用制度は、職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な者について、常用雇用への移行を図る上で効果的であることから、 年齢制限の緩和(40歳代前半層への適用拡大)、 支給額の拡充(現行の4万円から8万円に拡充)、 予算総額の拡充などの観点から、トライアル雇用制度の拡充を図るべきである。

3.奨学金制度の拡充(600億円)

「高等学校教育支援基金(仮称)」の創設

高校生に対する奨学金事業については日本学生支援機構から各都道府県に移管されたものも含めて全都道府県で実施されているが、今後の経済・雇用情勢を踏まえ、都道府県における奨学金事業等を支援するため、日本学生支援機構から移管された奨学金の原資としての交付金とは別枠で、都道府県に「高等学校教育支援基金(仮称)」を緊急に創設。

日本学生支援機構の奨学金事業の強化

今後の経済・雇用情勢を踏まえ、大学等の入学希望者に対する「予約採用」や 在学生が保護者等の失業等によって奨学金を緊急に必要とする場合の「緊急・応 急採用」の充実、日本学生支援機構から奨学金を貸与され返還中の者が失業等に より返還できなくなった場合の返還猶予について、その期間(現在、最長 5 年) を3カ年に限り延長するなど拡充を図るとともに、学生への奨学金の振り込みを 迅速に行うなど奨学金貸与手続きの向上など奨学金貸与事業を強化する。

さらに、失業等に加え子育て中の世帯など特に返還が困難な者については、返済免除することについて、早急に検討を進める。

学生生徒への奨学金等の経済的支援の周知徹底

大学進学を希望する生徒、保護者、学校、教育委員会に対し、奨学金制度に関する情報を確実に提供するため、リーフレットの配布、進路指導担当や学生支援担当者への指導マニュアルなどを配布し、研修会を実施。

4. ソーシャルビジネス支援の強化

福祉、環境、教育などの社会的課題を経済的手法で解決するソーシャルビジネスは、地域社会のニーズに応える事業活動として、「やりがい」のある若者の仕事場としての今後の拡大、住民サービスの向上を通じた地域活性化への貢献が期待される。

雇用対策の一環として、「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用し、地域のニーズを把握している都道府県・市町村がソーシャルビジネスの育成、振興を行う取組が進められているが、こうした動きを広く面的に展開するため、下記の支援策の拡充を行う。

ソーシャルビジネスの経営基盤の強化を図る資金面の支援として、日本政策金融公庫の融資制度の活用を促進する措置を講じるとともに、今後の地域活性化関連の交付金、基金等の支援策の対象にソーシャルビジネスを位置づける。

ソーシャルビジネスの担い手不足に対応するため、創業者・経営者の育成を目的とする教育・研修プログラムの策定、実証を行う支援機関、ソーシャルビジネス事業者、大学等に対し、緊急の助成を行う。(10億円)

5.子育て応援特別手当の拡充(1300 億円)

多様な保育サービスの拡充を図る一方で、現下の厳しい経済情勢に鑑み、将来の幼児教育無償化を目指して、当面、幼児教育期の児童を有する家庭の負担の軽減を図るため、平成20年度に引き続き、「子育て応援特別手当」を支給するべきである。

実施にあたっては、第1子も対象とし、平成21年度において小学校就学前3年間に該当する子(平成21年3月末で3~5歳)一人あたり、3.6万円を支給する。